

自給飼料の給与前検査の徹底を！

令和6年8月23日に、福島県で牛肉の放射性セシウム基準値超過事例が発生しました。畜産農家の皆様には、引き続き適正な飼養管理をお願いします。今後も、本県産畜産物の安全・安心を確保していくため、牧草等飼料作物の給与前検査を徹底し、安全性を確認した上で利用しましょう。

| 永年生牧草 | | 単年生牧草 | 長大飼料作物 | 麦稈 | 稲WCS | 野草・畦畔草等 (林地の草を除く) | | 稲わら |
|-----------|--------|-------|--------|----|------|----------------------|------|--------|
| 未除染牧草地 | 除染済牧草地 | | | | | 管理無し | 管理あり | |
| 流通・利用可 ※1 | 流通・利用可 | | | | | 給与前検査 | | 流通・利用可 |

- 給与前検査** …家畜に給与する前に牧草等の放射性物質検査を実施してください。
- 利用自粛** …家畜への給与は自粛してください。

※1: 原発事故後、初めて利用する牧草地等については、給与前検査が必要となりますので、事前に農業振興事務所にご相談ください

牛に給与する前に必ず県の給与前検査を受けてください

給与前検査の対象草種は、令和7（2025）年度においても、給与制限や飼い直しが必要な放射性セシウム濃度が検出されています。

再生草も必ず検査しましょう！

1番草で給与判断基準値以下となっても、2番草以降で放射性セシウム濃度が上昇する可能性があります。



給与判断基準値（水分80%補正值）

- 搾乳牛（分娩2か月前からの初妊牛を含む）・乾乳牛：50ベクレル/kg
- 育成牛・繁殖牛・肥育牛：100ベクレル/kg

保管にあたって

検査結果が判明するまで、給与可能な牧草と区別して保管しましょう。

給与判断基準値を超過した飼料は、引き続き区分して保管するとともに、すき込み等による処分を進めてください。

給与にあたって

飼料作物の放射性セシウム濃度によっては、摂取量が多いと畜産物の濃度が基準値をオーバーする可能性があります。

検査をすると、農業振興事務所から給与量の目安が提示されますので、給与時に注意するとともに毎日の給与量を野帳等に記録してください。

※目安を超過した給与や給与状況が不明の場合、牛の出荷は自粛となります。

出荷にあたって

★牛を出荷する場合★

飼料給与の状況等を正しく農協や家畜商に伝えてください。
(野帳の提出等) 出荷の可否や飼い直しが必要か判断します。

★出荷に不安がある場合★

管内の農業振興事務所もしくは農協等に相談してください。
(必要に応じて牛の血液検査を受けることもできます)

お問い合わせ

最寄の農業振興事務所もしくは農協等にお問い合わせください